

## 令和3年度第2回浜田市国民健康保険運営協議会 会議録

1 日 時 令和4年2月17日(木) 13時30分から14時30分まで

2 場 所 浜田市総合福祉センター 2階 会議室

3 浜田市国民健康保険運営協議会委員

(1) 出席者

10名

(2) 欠席者

7名

4 事務局

〔健康福祉部〕

健康福祉部長(保険年金課長兼務)

〔健康福祉部保険年金課〕

国保係長、賦課給付係長

〔市民生活部税務課〕

税務課長

〔健康福祉部健康医療対策課〕

健康医療対策課副参事(健康づくり係長兼務)

地域医療対策係長

5 議題

(1) 報告事項

報告第1号 令和2年度浜田市国民健康保険特別会計決算について

報告第2号 令和3年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算について

(2) 協議事項

諮問第1号 令和4年度浜田市国民健康保険特別会計当初予算案について

## 6 進行表

【令和3年度第2回浜田市国民健康保険運営協議会 13時30分 開会】

### 事務局

失礼いたします。

皆様、本日は大変忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

ご案内しております時間になりましたので、ただ今から、令和3年度第2回浜田市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

私は、健康医療対策課副参事です。どうぞよろしくお願いいたします。ここからは着席にて進行させていただきます。

それでは始めに、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

議案と「令和3年度版 統計でみる島根の国保」につきましては、事前に送付させていただいております。お持ちでない場合は、事務局からお配りしますので、お知らせください。また、本日、お手元に「参考資料1」、「参考資料2」の2冊と、両面になっておりますA4一枚紙の医療費の状況に係る資料をお配りしておりますのでご確認をお願いします。

それでは、会議を進めさせていただきます。

まず、初めに、本日の委員の皆様方の出席状況について報告させていただきます。議案の2ページが委員名簿となっておりますのでご覧ください。

なお、今回の会議から、浜田地域の公益代表として浜田市社会福祉協議会から、ご出席いただくことになっております。よろしくお願いいたします。

それから、本日、事前にご欠席のご連絡をいただいている委員様は7名で、全委員17名中10名の出席でございます。

それでは、議案の1ページの次第をご覧ください。1番の会の成立宣言ですが、委員の2分の1以上の出席があり、かつ、被保険者、医薬、公益の代表からそれぞれ1名以上の出席がございますので、浜田市国民健康保険条例施行規則第5条の規定により、本日の会議が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、事務局の方ですが、今年度の8月17日から健康福祉部長が保険年金課長を兼務しております。本日はこの会に出席予定となっておりますが、記者会見の対応のため、終了次第こちらに参ります。

続きまして、次第2番の市長挨拶でございますが、本日市長は他公務のため、私が代わってごあいさつ申し上げます。

【令和3年度第2回浜田市国民健康保険運営協議会市長挨拶】

令和3年度第2回浜田市国民健康保険運営協議会の開催にあたり一言ご挨拶申し上げます。

浜田市国民健康保険運営協議会の委員の皆様におかれましては、平素から本市の国民健康保険事業の運営に対しまして、格別のご支援とご指導を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、本日はご多忙にもかかわらず、お集まりいただき、誠にありがとうございます。

さて、現在、島根県はまん延防止等重点措置の適用となっております。全国に緊急事態宣言が発令されてから2年近く経過したところですが、なかなか収束とはならず、経済活動を始め、様々な活動への影響が長期化しております。

浜田市では、昨年度から様々な支援策を実施しておりますが、国民健康保険におきましては、引き続き、新型コロナウイルスの影響により事業収入が一定以上減少した世帯を対象とした減免や、同ウイルスに感染した被保険者に対する傷病手当金の交付などの対策を実施しているところです。

本日の運営協議会におきましては、令和4年度当初予算について、皆さんの忌憚のないご意見を伺いたいと考えております。

内容につきましては、後ほど担当者からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年2月17日

浜田市長 久保田 章市

### 事務局

続きまして、3番目の会長挨拶です。会長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

### 会長

失礼します。皆さま、寒さの厳しい中、お集まりいただきありがとうございます。

現在、まん延防止等重点措置が適用されているところですが、十分な感染対策を行った上で、このような会議の場を設けることといたしました。

本日の会議の内容は、国保事業勘定と直営診療施設勘定の前年度決算及び今年度補正予算の報告、それから新年度当初予算の審議であります。皆さま、気軽に忌憚のない意見をお出しいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、簡単ですが最初の挨拶に代えさせていただきます。

### 事務局

ありがとうございました。

それでは、4番目、市長諮問でございます。議案の3ページに諮問書がございます。

今回の諮問事項につきましては、「令和4年度浜田市国民健康保険特別会計当初予算案について」でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

続きまして、5番目、議事録署名委員の指名でございますが、ここからの進行につきましては、会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

### 会長

それでは、これより私の方で進めさせていただきます。

議事録署名委員につきましては、私から指名をさせていただきます。

公益代表から 委員、医薬代表から 委員にお願いします。

お二人にお願いしますのでよろしくお願いいたします。

続いて、議題に入らせていただきます。

令和2年度浜田市国民健康保険特別会計決算、令和3年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算の報告について、事務局から説明をお願いします。

## 事務局

失礼します。国保係長です。よろしくお願いいたします。

それでは、失礼ではありますが、座って説明させていただきます。

まず始めに令和2年度浜田市国民健康保険特別会計決算をご報告いたします。

議案の5ページ、6ページをご覧ください。

前年度の決算につきましては、昨年5月に開催しました第1回の運営協議会にて4月末時点の見込額をご報告いたしました。5ページ・6ページは事業勘定と直診勘定の決算確定額を掲載しております。

いずれも決算見込額と大きな差はございませんが、事業勘定については、報告後に入金確認された保険料収入があったことなどから、決算剰余金が見込額より約461万円多い3,820万3,842円となりました。

続きまして今年度の浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご報告いたします。

議案の7ページをご覧ください。

事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,316万8千円を増額し、総額63億4,131万1千円とするものです。

内容は、前年度の保険給付費に対する交付金についての給付費の確定に伴う精算、前年度の決算剰余金についての浜田市国民健康保険財政調整基金条例第2条の規定に基づく2分の1以上の金額の積立実施、今年度の人事院勧告等に基づく給与改定に伴う人件費の調整です。

続きまして議案の8ページをご覧ください。

直診勘定につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ841万6千円を減額し、総額2億5,560万2千円とするものです。

内容は、今年度の人事院勧告等に基づく給与改定に伴う人件費の調整です。

なお、補正予算につきましては昨年の12月議会にて提案し、成立していることをご報告いたします。

## 会長

報告事項といたしまして、令和2年度浜田市国民健康保険特別会計決算と令和3年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算の説明がございました。ご質問、ご意見があればここでお受けしたいと思います。よろしくお願いいたします。

なお、発言の際にはマイクを持って行きますので挙手をお願いします。

はい、それでは委員の皆様、どうぞ。

## 会長

ございませんか。

## 会長

はい。それでは、ご意見、ご質疑、がないようでございますので、次へ移らせていただきます。

ここで、事務局から、令和3年度予算について補足説明があるように伺っております。

事務局から説明をお願いします。

## 事務局

はい、令和3年度予算につきまして、議案に掲載していない内容を補足説明させていただきます。

昨年度は、協議事項として3月補正案を諮問いたしました。今年度は、歳出全体の増額がないことや、財政調整基金の取崩しが不要の見込であることなどから、財政部局と協議の上、補正予算として計上しないこととしております。

基金取崩額につきましては、今年度第1回目の運営協議会で諮問いたしましたとおり、当初賦課においては300万円と見込んでおりました。この額は、令和2年度と比較して少額でしたが、年度途中において、保険料調定額が増額となったことなどにより、取崩しは不要の見込みとなっております。

その他、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料の減免、いわゆるコロナ減免につきましては、令和3年度当初は国補助の対象とならない予定であったため国庫支出金として予算計上しておりませんでした。年度途中に補助対象となることが決まりました。これにより、約340万円を見込んでいたコロナ減免額の約6割の額である約200万円が国庫補助金として交付される見込みとなっております。

なお、現時点で令和3年度のコロナ減免の申請者は15名となっております。

それから、保険給付費として、令和2年度から、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金を創設しておりますが、令和3年度は現時点で2件該当がございます。令和2年度は該当がございませんでした。

その他、保険給付費の主なものに係る執行状況や、特定健康診査の受診状況につきまして、参考資料1の9ページから17ページに掲載しておりますので、後ほどご覧いただけたらと思います。

令和3年度予算に係る補足説明は以上です。

## 会長

令和3年度予算に係る補足説明がございました。ここで、ご質問、ご意見があればお願いしたいと思います。

委員の皆さん、ご意見等ございましたら、どうぞ。

## 会長

はい。それでは、ご質疑、ご意見がないようでございますので、続いて協議事項へ移らせていただきます。

諮問第1号、令和4年度浜田市国民健康保険特別会計当初予算案について、事務局から説明をお願いします。

## 事務局

はい、諮問第1号、令和4年度浜田市国民健康保険特別会計当初予算案について、ご説明いたします。

議案の10ページをご覧ください。事業勘定の令和4年度歳入歳出予算はそれぞれ総額59億4,871万4千円を計上しております。次の11ページをご覧ください。直営診療施設勘定の令和4年度歳入歳出予算はそれぞれ総額2億6,904万4千円を計上しております。

次に12ページをご覧ください。令和4年度当初予算の編成概要を掲載しております。

こちらの、都道府県単位化による改革の方向性につきまして、委員様より2点事前質問をいただいておりますので、ご説明いたします。

まず 1 点目、表の中ほどの左側にございます「3. 資格管理」の事務の効率化、標準化、広域化の状況についてです。現在、国民健康保険の事務におきましては、全国統一のシステムとなる、国保標準システムの導入が推奨されております。浜田市におきましては、昨年 1 月に国保標準システムへの切替えを行っており、これは県内でも先駆けた対応となっております。

また、様々な事務処理の統一化に向け、今年度は国保広域化会議事務部会が 2 度開催され、協議を行ったところです。

続きまして、2 点目、下の方にまいりまして、「6. 保健事業」についてです。ここで、「都道府県の主な役割」としまして、「市町村に対し必要な助言・支援」とございます。こちらの内容につきまして、健康医療対策課副参事がご説明いたします。

## 事務局

はい、こちらの方は、浜田市で実施しております、特定健診、特定保健指導、地域活動などの保健事業の状況を資料として提示いたしまして、指導を受けております。

概要を申しますと、他市町村の状況を伺って、情報提供していただいたり、現在浜田市で実施している事業を継続することが大事であるという助言をいただいております。また、健診受診勧奨について効果検証するようにと、SNS で発信していることを乳幼児健診に来る保護者に周知をすると良いのではないかと助言をいただいております。

## 事務局

続きまして、13 ページをご覧ください。事業勘定の概要になります。

令和 3 年度当初予算と比較して減額となった主な要因は、歳出における保険給付費と事業費納付金が減額となったことです。

続きまして、右の 14 ページをご覧ください。歳入について主なところをご説明いたします。

国民健康保険料 7 億 4,196 万 9 千円は、国保事業費納付金と納付金の対象となっていない経費を加えた額から、浜田市に直接入る予定の補助金などを除いた額を推計し、収納率を割り戻すことにより計上しております。

令和 4 年度の保険料率は、5 月に予定しています次回の運営協議会において諮問し、保険料率を確定することとなります。これまでの国保料率の推移及び財政調整基金の状況等を参考資料 1 の 3 ページから 8 ページに載せております。また後程ご覧いただけたらと思います。

次に議案に戻りまして 15 ページをご覧ください。

国庫支出金につきましては、災害やシステム改修等に係る臨時的な経費のみが対象となります。令和 3 年度、令和 4 年度ともに当初予算での計上はありませんが、先ほど説明いたしましたとおり、令和 3 年度につきましては、年度途中で、コロナ減免に係る国庫補助が決定しましたので、収入見込みとなっております。

次に、下の県支出金ですが、保険給付費等交付金のうち、普通交付金は、保険給付費の全額が交付されるもので、特別交付金は、市町村の特別事情や実績に応じて交付されるものです。そのうち保険者努力支援制度交付金について説明しますと、議案にありますとおり、医療費適正化に向けた取組等に対して点数評価され、その点数に応じて配分される交付金でございまして、具体的には、特定健診の受診率向上、各種検診の取組み、糖尿病等の重症化予防の取組み、後発医薬品の使用促進、収納率向上に関する取組み、適正な事業運営などについて自己採点し、その点数と被保険者数を乗じたものが交付額となる仕組みとなっております。

次に右側の 16 ページをご覧ください。こちらに繰入金の内訳がございます。

繰入金のうち、一般会計から保険料の軽減などの基盤安定制度、職員人件費や国保事務費、出産育児一時金の 2/3、財政安定化支援事業といった法律に定められた繰入金のほか、障害をお持ちの方などへ独自に医療費助成を行うことによる国・県の補助金カット分や保健事業、直営診療施設への運営費補助を目的とした、国保被保険者のみに限定されない、浜田市の政策的な繰入金を計上しております。

次に 1 枚捲って 17 ページをご覧ください。歳出につきましても主なところをご説明いたします。

総務費につきましては、人件費が増額となっておりますが、職員数に変更はございません。

下の保険給付費につきましては、医療費推計にあたり、毎月月報で市から県へ報告している保険給付費の記録に基づき、過去 2～3 年間の給付費実績から伸び率を乗じて積算するという統一的な方法で島根県が推計した額を参考とし、浜田市が推計した額を予算計上しております。なお、令和 4 年度分の島根県の推計額は新型コロナウイルス感染症による受診控えの影響を考慮した補正が行われております。

保険給付費につきましては、1 人あたりの医療費の資料としまして、今日ご持参いただいております「統計でみる島根の国保」の 11 ページ、12 ページをご覧ください。地図の方を見ていただくと分かりやすいのですが、令和 2 年度の実績におきまして、浜田市は、県内で 5 番目に高い数値となっております。また、参考資料 1 の一番最後の 18 ページをご覧ください。こちらは、令和 3 年度上半期の一人あたり医療費の速報値であり、県内 6 番目に高い状況でございます。

保険給付費に係る、受診控えの影響の詳細につきまして、委員様より事前にご質問をいただきましたので、資料を基にご説明いたします。

1 人あたりの医療費につきましては、近年は増加の一途を辿っておりますが、令和 2 年度はコロナによる受診控えの影響により、全国的に前年度より減額となっております。

島根県や浜田市も同じ傾向となっており、島根県におきましては、令和 2 年 4 月は未就学児の減少の幅が大きく、5 月はすべての年齢層において減少の幅が大きかったと聞いております。

浜田市の状況につきましては、初めにお配りした A 4 一枚紙両面の資料に掲載しております。

こちらは、調整前の各月の療養給付費のみで算出しております。グラフの方を見ていただきますと、5 月診療分の減少率が最も大きくなっていることがわかりやすいかと思えます。

トータルで、年間 1.2%程度の減少ではありますが、先ほど申しました通り、増加傾向にある 1 人あたりの医療費が減少したということで、影響の大きさが伺えるかと思えます。

続きまして、議案の方に戻ります。18 ページをご覧ください。

国保事業費納付金です。令和 3 年 11 月に、島根県から仮係数に基づく事業費納付金額が通知されたため、その額を予算計上しております。

なお、令和 3 年 1 月中旬に島根県から確定係数に基づく事業費納付金額が通知されましたが、予算編成スケジュール上、当初予算額に反映することができておりません。

納付金の計算方法について説明いたしますので、参考資料 2 をご覧いただけますでしょうか。

参考資料 2 の 1 ページは、納付金の概況について 1 枚にまとめたものです。

右の 2 ページは、一般被保険者の医療分について、納付金がどのように決まったかをまとめた図を掲載しております。

なお、ここでの数字は、すべて確定係数に基づくものを載せています。

まず、島根県全体の保険給付費がいくらになるのかを推計した結果、約 505 億円となりましたので、そこから島根県に入る公費を除いた額が事業費納付金の算定基礎額となります。その額を、医療費や所得水準、被保険者構成を基に市町村ごとの納付金に按分します。浜田市は県内で国保加入世帯の所得は低いほうにありますが、ご承知の通り医療費は高いため、1人当たりの納付金額が高くなっております。

参考資料 2 の 3 ページは一般被保険者の医療分について、納付金が決定するまで、また標準保険料率が算出されるまでを各ステップに分けて掲載しております。マイナスとなっているものは納付金が減る要素、プラスとなっているものは納付金が増える要素であるとお考えください。

下の 4 ページの、一般被保険者の後期高齢者支援金分、また、1 枚捲っていただきまして 6 ページの介護納付金分につきましても、基本的には同様の考え方で事業費納付金が算出されていますが、医療分と異なる点がございまして、それは県全体の事業費納付金を市町村ごとに按分する際、医療分のように、医療費水準の高い低いと納付金額の高い低いに影響しないようになっていることです。

それでは、議案の 18 ページに戻ります。下の保健事業につきましましては、特定健康診査、特定保健指導事業に係る事業費と、脳ドック及び人間ドック等に係る保健衛生普及費、医療費通知や後発医薬品利用促進などの医療費適正化事業等に係る経費を計上しております。

各事業のうち、①番目の特定健診・保健指導につきましましては、平成 30 年度から健診の自己負担を無料といたしまして、令和 4 年度以降も当面この無料を続けていく予定です。

また、③番目の医療費適正化事業につきましまして、今年度に引き続き、糖尿病性腎症の重症化予防対策事業として、医療機関とも協力しながら、対象となる方に対しての指導を進めていきます。島根県の栄養士会といった地元の団体の協力をいただきつつ、市の保健師・栄養士のスキルアップを図りながら、生活習慣病に係る医療費の適正化に向けた取り組みを続けます。

ここで、委員様より、保健事業につきましまして、特定保健指導の具体例と、コロナによる受診控えの中での健診の勧奨状況について事前にご質問をいただいておりますので、健康医療対策課副参事がご説明いたします。

## 事務局

特定保健指導の説明をさせていただきます。

特定健診を受けた結果、腹囲、お腹周りですね、よく、メタボの基準で男性 85 センチ以上、女性が 90 センチ以上、又は BMI が 25 以上というのがございましてけれども、その腹囲と併せて、中性脂肪・血圧・血糖値・喫煙歴がいくつ基準値以上に該当するかという判定基準に基づき対象者を抽出し、対象となる方全員に通知をして特定保健指導のご案内をしております。特定保健指導の中には動機付け支援と積極的支援の 2 種類があり、先ほど申しましたように自己負担は無料で実施しております。直営で市の職員等が実施する場合と、医療センターへ委託している部分がありますので、どちらかを選んで受けていただくようにしております。

特定保健指導利用の際には、3 か月目標を立てて健康づくりを頑張ってくださいという内容になっておりまして、初回の面接では、保健師と管理栄養士のペアで面接を行い、健診結果の数値と一緒に確認しながらご自分の健康状況を理解してもらい、生活状況や食事内容を確認して、どの部分を頑張れるか、食事を減らすとか、運動を何分するとか、本人と一緒に

具体的な行動目標を立てて、3 か月後評価をするというものになっております。動機付け支援の方は初回面接と3 か月目の評価の面接、積極的支援は、その間にもう1 回面接が入ったりですとか、途中で電話を掛けたり等の支援をしております。面接の際には、状況の把握の他に、血圧測定、腹囲測定、それから、インボディというのですけれども、手・足・体幹の部分的な筋肉量や体脂肪率の測定を行って、できるだけ魅力のある指導をして取り組んでいるところです。

それから、健診の受診勧奨ですけれども、令和2 年度はコロナの影響で集団健診を中止いたしましたし、かなり数が減りましたけれども、今年度は感染症対策を講じて何とか実施することができました。まずは、この特定健診を受診していただき、ご自分の健康状態を把握していただきたいということで、全員に個人通知をする他に、初めて対象となる40 歳の方で受けていない方には直接電話をしたり、訪問して勧奨したりですとか、それから、受診率の低い41 歳から51 歳の年代に1 年ごとに男性と女性に分けて勧奨しておりますが、今年度は男性の方で、過去3 年間未受診で、プラス、生活習慣病で病院受診歴がない方に電話や訪問で対応しているところです。電話を架けて「受けます」と言ってくださる方もいらっしゃいますし、中には「ほかの病気に罹っています」ですとか、「ほかで受診しています」等もあり、なかなか、勧奨した方皆さんに受けていただくことはできておりませんが、こういった個別の声掛けは大事な受診勧奨につながっていると感じています。

事業勘定についての説明は以上でございます。

## 事務局

続きまして、直診勘定につきましては、地域医療対策係長からご説明いたします。

## 事務局

失礼します。昨年10 月から健康医療対策課の地域医療対策係長をしております。よろしくお願いたします。座って説明させていただきます。

私の方から、直営診療施設勘定の概要について説明いたします。議案の20 ページをご覧ください。

令和4 年度の当初予算額は、歳入歳出それぞれ、総額2 億6,904 万4 千円で、令和3 年度の当初予算額と比較して、502 万6 千円の増額となっております。増額となった主な要因は、歳出における総務費の増額によるものです。

歳入につきましては、診療収入は減額としておりますが、県支出金と諸収入を増額としております。県支出金は、診療所の医療機器購入による、県支出金の増額です。諸収入は、島根大学の総合診療医センターへ派遣する、医師の派遣料を計上しております。

次に、歳出につきましては、総務費は増額としておりますが、医業費は減額としております。

続きまして、ページを捲っていただきまして、21 ページをご覧ください。歳入、歳出について主なところをご説明いたします。始めに、歳入の診療収入につきましては、外来収入は、令和4 年度も新型コロナウイルス感染症などの影響により診療件数が少なくなることが見込まれますので、減額としております。その他の診療収入につきましては、新型コロナウイルス感染症の3 回目の予防接種などを見込みまして増額としております。

次に、主な歳出の内訳です。総務費の施設管理費につきましては、職員給与費は、今年度末に常勤医師が1 名退職予定となっておりますので、常勤医師1 名分の給与費が減額となっております。また、それに代わる新規の医師1 名の給与費などを計上しております。新規の医

師につきましては、県から派遣していただく方向で、現在調整を進めているところでございます。

施設管理事務費につきましては、診療所の発熱外来に係る工事を予定しておりますので、その工事費の増額と、島根大学医学部から週 1 回医師の派遣をしていただく予定にしておりますので、その医師の負担金の増額となっております。

会計年度任用職員報酬等につきましては、今年度末で退職予定の常勤医師に会計年度のパート医師として引き続き勤務していただく予定にしておりますので、パート医師の報酬等を計上しております。

次に医業費につきましては、医薬品などの購入を行う医薬衛生材料費は減額としておりますが、医療用機械器具費につきましては、医療機器の老朽化や故障などにより、新たに医療機器の購入を予定しておりますので、増額となっております。50 万円を超える医療機器の購入につきましては、県の補助金の対象となりますので、県補助金の収入を見込んでおります。

診療所の運営につきましては、今後も定期的に診療所長会議などを開催し、関係機関と連携しながら、安全で安心な医療が提供できるよう努めてまいります。

簡単ですが、説明につきましては、以上でございます。

## 事務局

なお、議案の補足ですけれども、19 ページに事業勘定の主な歳入歳出の円グラフを載せております。それから、22 ページには、直営診療施設勘定の主な歳入歳出の円グラフを載せております。ご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

## 会長

はい。事務局の説明が終わりました。それでは、諮問第 1 号 令和 4 年度当初予算につきまして、質疑、ご意見を伺います。

委員の皆さん、どうぞ。

## 会長

はい。委員。

## 委員

今、令和 4 年度の当初予算について説明がありました。前から言っておりますが、国保事業については、被用者保険の被保険者を除く非正規職員や自営業者や高齢者、特に年金受給者ということで、低所得者対策が求められています。先ほど 12 ページに、平成 30 年度より都道府県単位化により、それぞれ県と市町村の役割を 1 から 6 項目まで審議されておりますが、最終的には県下統一ということで、保険料を統一することに繋がるということで今審議中ということで理解してよろしいですか。

## 事務局

はい。委員ご指摘のとおり、国においては、保険料の平準化ということで方針が出されています。国の目的としましては医療費の抑制ということが一番にあるようです。適切な保険料の賦課、適切とはどういうことかというのがありますが、原則として国保会計の中で収支を完結させるということです。もちろん、国庫補助等も多額に入ってはいますが、現実的に被用者保険より保険料負担が大きいというのがあります。こちらにつきましては、常々国へ

要望しているところですが、今、流れとしましては、国が平準化の方向性を出しておりまして、一般会計から保険料軽減のために赤字補填の繰入れを行うことを解消していきましようということで、これに関しては保険者努力支援制度においてペナルティが課されている状況で、なかなか市の一存で保険料の軽減を行うことが難しい状況です。引き続き国への働きかけを行います。

#### 委員

最終的には県下統一の、国保事業がすべて集まって一つの保険者になるというところでしょうか。

#### 事務局

一つの保険者に、というところまではまだないようですが、実は、「どの部分を統一するか」というところも議論の途中です。保健事業も統一するのか、保険料だけにするのか、そうすると、そもそも公平とはどういうことなのかということにもなるのですが、まだそこを擦り合わせている段階であるというのが現状です。

#### 委員

現実的には、医療費の多寡も市町村によって異なりますが、それを平準化するのか、最も影響する保険料の県下統一をしながら、保健事業等も統一して全体的に一保険者を目指している、というのが国の方針というところでしょうか。

#### 事務局

形としてはそのような統一を目指していると思いますが、まだ、具体的に「保険料を県ですべて統一」などの最終目標が示されているわけではなく、「目指しましょう」という方針が出されたというところです。

皆様ご承知のとおり、浜田市は医療費水準が高いので、統一すると浜田市の保険料は下がると思われます。ただ、逆に、今保険料が安い自治体が上がるとなった時に、例えば知夫村さんは極端に医療費水準が低いので、統一すると極端に上がるというのが島根県の難しいところです。県の広域化会議の中では、特区制度を設けたらどうか、など、様々な意見が出ますが、まだまだ具体的な目標が設定しきれていないのが現状です。

#### 会長

そのほか、ございませんか。

それでは、どうぞ。

#### 委員

先ほど委員からありましたが、保険料統一というところで、やはり、県がタイムスケジュールなどを出すということはないのでしょうか。

事務の方の会議を何回か繰り返されているというお話を伺ったのですが、その際にそのような話はないのでしょうか。

#### 事務局

はい、もちろん、出ておりますが、先ほども申し上げましたとおり、保健事業も統一する

か、など、統一とは何かという定義も定まり切っていない状況でありまして、全体の方向性はあるものの、具体的な形になっていないというのが残念ながら現状です。

## 委員

浜田市も合併の際は大変でした。県となると、多くのでこぼこを埋めるのは大変な作業だと思いますが、国が方針を出している限り、ある程度県としてタイムスケジュールを出して、この時期には保健事業を統一する、など、市町村に提示しないと、なかなか作業は進まないと思います。そのあたり、市民が一番気になる場所だと思いますので、示していただくとありがたいと思います。

事務の担当者会議等でそのような話をしていただければよいと思っています。

## 事務局

委員様のご指摘のとおりで、県の方にもかなり要望はしているのですが、県の言い分としましては、激変緩和のための国庫補助がないと統一はなかなか難しいというようなことを言われます。

浜田市は保険料が下がると思われるので特に問題はないのかもしれませんが、上がってしまう自治体さんのことを考えますと、やはり国財源での激変緩和は必要ではないかとのことです。

## 会長

そのほか、ございませんか。

それでは、どうぞ。

## 委員

特段当初予算に異論はありませんが、浜田市の財政調整基金について質問があります。

今、基金の残高が増えつつあるように思いますが、この基金の取扱いにつきましても、統一化に関わるのではないかと思います。次回5月の会議で料率の話が出るということですが、この基金の今後の取扱いにつきまして、浜田市としてどのような考えでいらっしゃるかお聞かせください。

## 事務局

基金につきましては、近年は、保険料の上昇抑制ということで、当初は取崩しを見込んで賦課を行っております。結果的に積み立てとなることもあります。その方向性は、今後も基金がある限りは変わらないと思います。基金を大きく取崩し、保険料を大きく下げましてもそれを維持し続けるのが難しくなりますので、一度に大きく取り崩すことは難しいと思いますが、被保険者の負担ができるだけ増えないようにという方針の基に料率を決めておりますので、次回の協議会の際にはまたご意見をいただきたいと思っています。

## 事務局

はい。ほかにご意見ございませんか。

はい。それでは、そのほかにご質疑、ご意見もないようでございますので、諮問第1号、令和4年度国民健康保険特別会計当初予算案につきましては、提案どおり決定をいたします。よろしゅうございますか。

## 各委員

「はい。」の声

## 会長

次にその他事項について、事務局からお願いします。

## 事務局

失礼いたします。賦課給付係長です。その他事項でございますが、議案の 23 ページをご覧ください。

令和 4 年度に予定されております制度改正について情報提供させていただきます。

まず 1 点目ですが、小学校入学前の未就学児に係る保険料均等割を半額軽減する制度が新たに創設されます。低所得世帯に対する軽減がすでにかかっている場合でも、残った保険料をさらに半額軽減いたします。

これは、国の方で「全世代対応型の社会保障制度を構築する」という目的の一連の法改正の中で国民健康保険法も改正されたものでして、子育て世帯の負担軽減の観点から実施されるものです。

この軽減にかかる費用については、国・県・市で分担して負担することになっておりまして、その他の皆さんの保険料への影響はございません。

また 2 点目としまして、保険料賦課限度額の引き上げが行われます。来年度は医療分を 2 万円、支援金分を 1 万円それぞれ引き上げ、介護分との合計で 102 万円が賦課限度額となる予定でございます。

事務局からは、以上です。

## 会長

その他事項について事務局から説明をいただきました。

それでは、本日課せられました協議事項につきましては、終了させていただくこととなります。

委員の皆様、寒い中、熱心にご討議いただきましてありがとうございます。

進行を事務局にお返しします。

## 事務局

会長ありがとうございました。

委員の皆様も活発にご協議いただきありがとうございました。

残念ながら健康福祉部長は間に合いませんでしたが、皆様、本当にお忙しい中ご協議いただきありがたく思っております。

ここで 1 点事務連絡をさせていただきます。令和 4 年度第 1 回の運営協議会についてですが、まだ予定の段階ではありますが、5 月 12 日木曜日の午後を予定しております。

引き続き浜田市国民健康保険の運営にご協力、ご指導賜りますようお願い申し上げます。

本日は、どうもありがとうございました。

【令和 3 年度第 2 回浜田市国民健康保険運営協議会 14 時 30 分 閉会】

会 長

---

議事録署名者

---

議事録署名者

---